

議案第 4 号

教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 12 日 提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理 由

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省令第 9 号）及び免許状更新講習規則（平成 20 年文部科学省令第 10 号）の一部改正に伴い、これらを引用する規則の規定を整理する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別 紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則

第2条第1項中「及び市町村の教育委員会の職員となっているもの」を「又は市町村の教育委員会の事務局（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第1号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた市町村にあつては、当該事務を分掌する内部組織を含む。第2号及び第3条第1項において同じ。）又は教育機関に置かれている職員」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「県及び市町村」を「県又は市町村」に改め、同条第2項第1号中「第3条第2項」を「次条第2項第1号」に、「第9条第1項第3号ニ」を「第9条第1項第3号ホ」に改め、同項第2号中「学校をいう。）」の次に「及び幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）」を、「学校法人をいう」の次に「。次条第2項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「前2号に掲げる」を「前3号に掲げる」に、「前2号に準ずる」を「これらの号に準ずる」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 沖縄県内に幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。次条第2項第3号において同じ。）の理事

第3条第1項中「及び市町村の教育委員会の職員となっているもの」を「又は市町村の教育委員会の事務局又は教育機関に置かれている職員」に改め、同条第2項第2号中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する」を削り、同項第3号中「前2号に掲げる」を「前3号に掲げる」に、「前2号に準ずる」を「これらの号に準ずる」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 沖縄県内に幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事

第4条第2項第2号中「前条第2項第2号」を「前条第2項第2号及び第3号」に改める。

第5条第2項中「第3条第2項第1号及び第2号」を「第3条第2項第1号から第3号まで」に改める。

第2号様式及び第7号様式中

「□2 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的
事項の指導等に関する事務に従事している。」

「□2 指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第1号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた市町村にあつては、当該事務を分掌
する内部組織を含む。）又は教育機関において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の
指導等に関する事務に従事している。」

「□6 県内に幼・小・中・高等学校等を設置する学校法人の理事である。」を

「□6 県内に幼・小・中・高等学校等を設置する学校法人の理事である。」に改める。

□7 県内に幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事である。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

1 件名

教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号。以下「第9次一括法」という。）が施行された。

第9次一括法の施行に伴い、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令（令和元年文部科学省令第3号）が施行され、関係省令が改正されたことから、関係する規則の規定を整理する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 上記に伴い、条文の規定を整理する。
- (2) この規則は、公布の日から施行する。（附則）

4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第1号
- (2) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の2及び第9条の3
- (3) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第2項及び第5項
- (4) 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）第9条第1項第2号
- (5) 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第3条第2号及び附則第10条第1項第2号
- (6) 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第61条の4第2号及び第65条の7第2号

5 関係各課との調整状況

特になし

6 添付資料

新旧対照表

新旧対照表

教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成21年沖縄県教育委員会規則第4号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>第1条（略）</p> <p>（更新講習を受講できる者）</p> <p>第2条 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号。以下「講習規則」という。）第9条第1項第2号の免許管理者が定める者は、沖縄県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県又は市町村の教育委員会の事務局（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第1号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた市町村）にあっては、当該事務を分掌する内部組織を含む。第2号及び第3条第1項において同じ。）又は教育機関に置かれている職員であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 県又は市町村の教育長の職にある者</p> <p>(2) 県又は市町村の教育委員会の事務局に置かれる部課（学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌するものに限る。）の長その他これに準ずる職にある者</p> <p>(3) 県又は市町村の教育機関（学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌するものに限る。）の長その他これに準ずる職にある者</p> <p>(4)（略）</p> <p>2 講習規則第9条第1項第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 沖縄県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き国、沖縄県又は沖縄県内の市町村、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。次条第2項第1号において同じ。）、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。）若しくは独立行政法人</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（更新講習を受講できる者）</p> <p>第2条 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号。以下「講習規則」という。）第9条第1項第2号の免許管理者が定める者は、沖縄県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県及び市町村の教育委員会の職員となっているもの</p> <p>て、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 県及び市町村の教育長の職にある者</p> <p>(2) 県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる部課（学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌するものに限る。）の長その他これに準ずる職にある者</p> <p>(3) 県及び市町村の教育機関（学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌するものに限る。）の長その他これに準ずる職にある者</p> <p>(4) 前3号に掲げる者のほか、更新講習を受講することが必要なものとして県教育委員会が認める者</p> <p>2 講習規則第9条第1項第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 沖縄県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き国、沖縄県又は沖縄県内の市町村、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第3条第2項第1号において同じ。）、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。）若しくは独立行政法人</p>

(独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）であって講習規則第9条第3号ホの規定により文部科学大臣が指定したものの職員となっている者であって、更新講習を受講することが必要なものとして県教育委員会が認めるもの

(2) 沖縄県内に学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）及び幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）を設置する学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。次条第2項第2号において同じ。）の理事

(3) 沖縄県内に幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。次条第2項第3号において同じ。）の理事

(4) 前3号に掲げる者のほか、これらの号に準ずる者として県教育委員会が認める者（更新講習修了確認を受ける義務を課す者）

第3条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「改正省令」という。）附則第3条第2号の免許管理者が定める者は、沖縄県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県又は市町村の教育委員会の事務局又は教育機関に置かれている職員であって、次に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

2 改正省令附則第3条第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) (略)

(独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）であって講習規則第9条第1項第3号ニの規定により文部科学大臣が指定したものの職員となっている者であって、更新講習を受講することが必要なものとして県教育委員会が認めるもの

(2) 沖縄県内に学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）

_____を設置する学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう

_____。）の理事

(新設)

(3) 前2号に掲げる者のほか、前2号に準ずる _____ 者として県教育委員会が認める者

(更新講習修了確認を受ける義務を課す者)

第3条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「改正省令」という。）附則第3条第2号の免許管理者が定める者は、沖縄県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県及び市町村の教育委員会の職員となっているもの _____ であって、次に掲げるものとする。

(1) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる者

(2) 前号に掲げる者のほか、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事する者その他これに準ずる職にある者として県教育委員会が認める者

2 改正省令附則第3条第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 沖縄県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き沖縄県又は沖縄県内の市町村若しくは国立大学法人の職員となつているものであって、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者

(2) 沖縄県内に幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は

幼稚園内に幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は 幼稚園内に幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する 幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の理事

(3) 沖縄県内に幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事

(4) 前3号に掲げる者のほか、これらの号に準ずる者として県教育委員会が認める者

(更新講習を受ける必要がない者)

第4条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 前条第2項第2号及び第3号に掲げる者

第5条 (略)

2 改正省令附則第10条第1項第4号の免許管理者が定める者は、第3条第2項第1号から第3号までに掲げる者とする。

第6条～第13条 (略)

第1号様式 (略)

(2) 沖縄県内に幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する 幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の理事

(新設)

(3) 前2号に掲げる者のほか、前2号に準ずる者として県教育委員会が認める者

(更新講習を受ける必要がない者)

第4条 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。）第61条の4第2号の免許管理者が定める者は、前条第1項に掲げる者とする。

2 施行規則第61条の4第4号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 第2条第2項第1号に掲げる者のうち、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者

(2) 前条第2項第2号 に掲げる者

第5条 改正省令附則第10条第1項第2号の免許管理者が定める者は、第3条第1項に掲げる者とする。

2 改正省令附則第10条第1項第4号の免許管理者が定める者は、第3条第2項第1号及び第2号 に掲げる者とする。

第6条～第13条 (略)

第1号様式 (略)

第2号様式（第8条関係）

沖 縄 県 収 入 証 紙 (県 証 紙) 貼 付 欄	
免許状更新講習免除による有効期間更新申請書	
沖縄県教育委員会 殿	

免許状更新講習免除による有効期間更新申請書

沖縄県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな)	生年月日	現住所(〒 ー)
氏名	印	
(旧氏名)	年 月 日	(電話番号)
本籍地	勤務校・機関(国立・公立・私立)	職名(職員番号)
(旧本籍地)	都・道 府・県	

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第9条の2第1項の規定により、免許状更新講習の受講の免除による免許状の有効期間の更新を申請します。

1 免除事由

- 1 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭のいずれかの職として人事発令されている。
- 2 指導主事、社会教育主事その他教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第1号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた市町村)にあつては、当該事務を分掌する内部組織を含む。)又は教育機関において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している。
- 3 更新講習の講師を務めた(有効期間満了の日の2月前までの2年間に務めた場合)。
- 4 沖縄県又は沖縄県内の市町村若しくは国立大学法人の職員で、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が認めている。
- 5 優秀教員表彰受賞者である。(表彰名 受賞時期 年 月 日)
- 6 県内に幼・小・中・高等学校等を設置する学校法人の理事である。
- 7 県内に幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事である。

(以下略)

第3号様式～第6号様式 (略)

第2号様式（第8条関係）

沖 縄 県 収 入 証 紙 (県 証 紙) 貼 付 欄	
免許状更新講習免除による有効期間更新申請書	
沖縄県教育委員会 殿	

免許状更新講習免除による有効期間更新申請書

沖縄県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな)	生年月日	現住所(〒 ー)
氏名	印	
(旧氏名)	年 月 日	(電話番号)
本籍地	勤務校・機関(国立・公立・私立)	職名(職員番号)
(旧本籍地)	都・道 府・県	

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第9条の2第1項の規定により、免許状更新講習の受講の免除による免許状の有効期間の更新を申請します。

1 免除事由

- 1 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭のいずれかの職として人事発令されている。
- 2 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している。
- 3 更新講習の講師を務めた(有効期間満了の日の2月前までの2年間に務めた場合)。
- 4 沖縄県又は沖縄県内の市町村若しくは国立大学法人の職員で、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が認めている。
- 5 優秀教員表彰受賞者である。(表彰名 受賞時期 年 月 日)
- 6 県内に幼・小・中・高等学校等を設置する学校法人の理事である。

(以下略)

第3号様式～第6号様式 (略)

第7号様式（第10条関係）

沖 縄 県 収 入 証 紙
(県 証 紙) 貼 付 欄

免 許 状 更 新 講 習 免 除 申 請 書

沖 縄 県 教 育 委 員 会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏名	生年月日	現住所(〒)
(旧氏名)	年 月 日	(電話番号)
本籍地	都・道 府・県	職名(職員番号)
(旧本籍地)		

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）
附則第2条第5項括弧書及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年
文部科学省令第9号）附則第10条第1項に規定する者に該当するため、同令附則第9条
第1項の規定に基づき、免許状更新講習の受講の免除を受けることを申請します。

1 免除事由

- 1 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭のいずれかの職として人事発令されている。
- 2 指導主事、社会教育主事その他教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第1号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた市町村にあっては、当該事務を分掌する内部組織を含む。）又は教育機関において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している。
- 3 更新講習の講師を務めた（有効期間満了の日の2月前までの2年間に務めた場合）。
- 4 沖縄県又は沖縄県内の市町村若しくは国立大学法人の職員で、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に従事している者として免許管理者が認めている。
- 5 優秀教員表彰者受賞者である。（表彰名 年月 日）
- 6 県内に幼・小・中・高等学校等を設置する学校法人の理事である。
- 7 県内に幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事である。

(以下略)

第8号様式（略）

第7号様式（第10条関係）

沖 縄 県 収 入 証 紙
(県 証 紙) 貼 付 欄

免 許 状 更 新 講 習 免 除 申 請 書

沖 縄 県 教 育 委 員 会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏名	生年月日	現住所(〒)
(旧氏名)	年 月 日	(電話番号)
本籍地	都・道 府・県	職名(職員番号)
(旧本籍地)		

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）
附則第2条第5項括弧書及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年
文部科学省令第9号）附則第10条第1項に規定する者に該当するため、同令附則第9条
第1項の規定に基づき、免許状更新講習の受講の免除を受けることを申請します。

1 免除事由

- 1 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭のいずれかの職として人事発令されている。
- 2 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している。
- 3 更新講習の講師を務めた（有効期間満了の日の2月前までの2年間に務めた場合）。
- 4 沖縄県又は沖縄県内の市町村若しくは国立大学法人の職員で、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に従事している者として免許管理者が認めている。
- 5 優秀教員表彰者受賞者である。（表彰名 年月 日）
- 6 県内に幼・小・中・高等学校等を設置する学校法人の理事である。

(以下略)

第8号様式（略）